

記者会見要旨（2014. 2. 6）

元日の中日新聞を見て驚愕しました。1面トップで、中部電力が1980年代に旧浜岡町に対し、公にしていた36億円の寄付金とは別に、53億円もの裏金を支払うことを約束していたというのです。当然、実際に支払われたのでしょうか。そして、中部電力の意向で非公表としたとのこと。一瞬、私は、浜岡原発から30キロ圏内の市町は、人口で割って一人あたりの寄付金額と同額を人口にかけて、その額の寄付金を支払うように要求してもいいのではないかと思ったのです。そうなれば、何兆円にもなるだろうから、中部電力は、再稼働を諦めざるを得ないのではないかと。しかし、お金で、安全・安心を売り渡すことはできないと思い直しました。どんなに大金を積まれても、浜岡原発の再稼働を認める訳にはいきません。

福島第一原発の事故からもうすぐ3年です。

電力の大消費地である東京都の知事選挙の投票日が迫っています。二人の有力な候補者が「脱原発」を訴え、選挙の争点にしようとしています。某候補は、ことさら、これを無視し、原発の話題に触れようとしないようです。そのため、「脱原発」は選挙の大きな争点になり得ていないように感じられます。しかし、昨年12月12日現在でも、福島の避難民者数は、13万6656人だといえます。多くの東京都民が、2011年3月11日の東日本大震災の当時を思い起こし、未だに故郷に帰れない福島県民が14万人近くいるんだという現状に思いを致し、「脱原発」を訴える候補に投票してくれることを期待しています。投票することは権利ではありますが、今や、投票をすることで自らの意思を表明することは、東京都民の義務ではないでしょうか。現在そして将来の日本人に対する義務を果たしてもらいたいと強く願っています。

さて、中部電力は、今年度中に4号機について再稼働に向けた安全審査を申請すると発表しています。3号機についても、来年度中に申請すると言っています。しかし、新規制基準によって審査されるのは、原発の安全性ではありません。原子力規制委員会で審査するのは、「原子炉設置変更許可」が新規制基準に適合しているか否かであって、原子炉の「安全性」ではありません。原子力規制委員会の田中俊一委員長は、昨年3月19日の会議で「事業者は、原子力発電所の安全確保の一義的な責任を負う。規制当局が、原子力発電所の安全性に関する証明責任や説明責任を負っていると履き違えると、安全神話に逆戻りしてしまう。原子力規制委員会は、原子力発電所が規制の基準を満たしているか否かを確認し、その結果により達成される安全レベルの説明を行うことを役割とする」と委員会の役割を説明しています。新規制基準に適合しているからといって、規制委員会が「安全だ」とは言えないのです。

その新規制基準には、旧基準の欠陥を是正していなもので不十分なものです。新基準は、福島原発事故で明らかになった旧基準の不合理的ところが正されなければならなかったはず。しかし、現行の新基準は、原発事故の被害から住民を守るための基準と

して作られたいわゆる立地審査指針を見直して組み入れるということをしていません。

「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと」という立地審査指針の原則的立地条件を満たしている原発は、現在の日本では1つもないことから、敢えて、新基準では曖昧にしているとしか言えません。また、新基準は、機器類の審査基準で、一つの事象で複数の機器が同時に故障することはないという単一故障指針のままですし、外部電源の重要度分類も改正されていません。このような新規制基準に適合しているからと言って、その原発が安全であるといえるはずはないのです。

さて、私たちは、「2003年の中央防災会議の想定では、興津川上流域にアスペリティをおいた場合、直上地域付近では3500ガルにもなるというではないか。浜岡原発の直下に強震動生成域を置けば、3500ガル以上になるはずだ。」と言っているのですが、中部電力は、あいかわらず、興津川上流域と浜岡では条件が異なるから、単純に比較して論ずることは適切でないと言うだけです。南海トラフの巨大地震が起きた場合、その強震動生成域の一つが浜岡原発の直下にあったとしたら、2000ガル程度の加速度におさまるはずはありません。このような私たちの疑問は当然のことです。中部電力は、誠意ある回答をすべきです。中部電力のやり方はあまりに不誠実です。

また、新規制基準を踏まえた追加工事をするると中部電力は言っています。新基準がM9.6の地震をも想定して対策を立てると言っているのですから、中部電力は、どのような地震を想定しているのかを具体的に明らかにすべきです。年度内に審査を申請すると言っているのですから、具体的な地震動を想定しているはずですが、審査請求の前に、それを訴訟において明らかにすべきです。とてつもなく危険なものが原発ですから、考えられる最悪のケースを想定して対策が立てられなければなりません。中部電力が想定している最悪のケースとはどういうものか、それが妥当な想定であるのかどうかを裁判で審査してもらわなければなりません。中部電力は、審査請求する前に、想定している最悪のケースを明らかにすべきです。

中部電力は、「3ないし5号機の耐震安全性に対する説明性の向上を図ってきている」といいます。しかし、少しも分かり易く説明しません。きちんと分かり易く説明すべきです。

2014. 2. 6

弁護士 鈴木 敏 弘